第五十二条の二に次の一項を加える。

３　法第三百四十九条の三第三項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

第五十二条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第九項」に改める。

第五十二条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

第五十二条の三の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五十二条の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十二条の五の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十三項」に改める。

第五十二条の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改める。

第五十二条の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十六項」を「第三百四十九条の三第十五項」に改める。

第五十二条の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十六項」に改める。

第五十二条の十の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十八項」を「第三百四十九条の三第十七項」に改める。

第五十二条の十の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改める。

第五十二条の十の五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十一項」を「第三百四十九条の三第二十項」に改める。

第五十二条の十の六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改める。

第五十二条の十の七（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。

第五十二条の十の八（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十五項」を「第三百四十九条の三第二十四項」に改める。

第五十二条の十の九（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十六項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改める。

第五十二条の十の十（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十一項」を「第三百四十九条の三第三十項」に改める。

第五十二条の十の十一（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十二項」を「第三百四十九条の三第三十一項」に改める。

第五十三条の二第一項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第五十四条の十八第二項第四号中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「（平成十九年法律第五十七号）」を加える。

第五十四条の二十第二号を次のように改める。

二　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十四条の三十四第一項第三号中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改める。

第五十六条の二十九第二号を次のように改める。

二　卸売市場法第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十六条の八十八の二第一項中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第三項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号ハ中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第五十七条の二中「第四号に」を「第七号に」に改め、同条の表第五十七条の五の二第四号の項中「第五十七条の五の二第四号」を「第五十七条の五の二第七号」に改める。

第五十七条の二の二第一号中「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十一項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第五十七条の二の七第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に改め、同条第三項中「第三十五条の四の六第三項」を「第三十五条の四の七第三項」に改める。

第五十七条の五の二第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　利子等に係る道府県民税

四　特定配当等に係る道府県民税

五　特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第五十八条中「同条第五項第十号」を「同条第六項第十号」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、還付加算金特例基準割合が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第三条の二の二第一項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の二十一第一号」を「第二十条の二の二十二第一号」に改め、同条第四項中「第七十二条の二第一項第一号イ」の下に「又は第三号イ」を加え、同条第五項中「第二十条の二の十九第三項」を「第二十条の二の二十第三項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・六〇」を「百分の〇・五五」に改める。